

NPO法人ジョイナスみほ会員規約

第1条 総則

本法人の名称を「NPO法人ジョイナスみほ」(以下「本会」と称する。

第2条 目的

この法人は、地域住民に対して、競技スポーツの指導並びにスポーツや文化教室及びイベントの企画・運営等の事業を行い、地域住民の健康保持、増進、疾病の予防及び子どもの健全育成並びにスポーツや文化の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

第3条 入会資格

- (1)本会に入会する者は、本会の目的としたところの趣旨、ジョイナスみほ会員規約を承認した者、教室・クラブ別に定められた資格に該当する者、また、運動を行うに適した健康状態にある者とする。
- (2)入会する者が未成年者の場合、保護者の同意を得ることを必要とする。

第4条 入会手続き

- (1)入会を希望する者は、別に定める「入会申込書」及びその他必要書類を記入し、本会に提出する。
- (2)入会時に伴う費用等は原則として口座引き落としとする。

第5条 会費

- (1)月会費はゆうちょ銀行の口座から翌月分を引き落としする。引き落とし日は毎月28日(土日祝日の場合は翌営業日)とする。ただし、引き落としできなかった場合には本会の指定口座に各自、月会費及び、事務手数料の振り込みを行う。その際の振込手数料は自己負担とする。
- (2)新年度に限り、4・5月分月会費と年会費、スポーツ保険料及び諸費用は4月に一括引き落としする。
- (3)一旦納入された年会費、月会費、スポーツ保険料及び諸費用は理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 更新

- (1)本会への加入更新は年度ごとに自動更新とし、年会費・スポーツ保険料(年度・教室により変更あり)を納めること。
- (2)更新しない者は退会する年度の3月15日までに退会届を本会に提出する。

第7条 ジョイナスみほ会員のモラル

本会会員は、次の事項を遵守すること。

- ・活動中は指導者の指示に従い、ルールを守ること。
- ・本会の秩序を守り、本会の目的に添うよう努力すること。

第8条 各クラブ・教室退会・休会

- (1)やむを得ない事情で休会・退会をする場合は、休会・退会する前月の15日までに休会届もしくは退会届を本会に提出する。
- (2)休会届もしくは退会届の提出がなされない場合は、翌月分の教室会費が徴収されるものとする。
- (3)休会の期間は最長3カ月までとする。休会を承認された場合、休会月分は納金しないものとする。
- (4)各クラブ・教室の再入会の場合は、事務手数料を別途徴収する。

第9条 除名、資格の喪失

次の事項に該当する会員がいた場合、理事・指導員の協議により除名または資格を喪失させることがある。

- ・本会の目的、規約に違反した場合。
- ・本会の名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合。
- ・月会費を2ヶ月以上滞納した場合。

第10条 各クラブ・教室の受講

- (1)原則として指定時間内以外の使用は禁止する。
- (2)欠席する際には連絡を入れること。
- (3)所定の休日以外に、施設整備・その他のやむを得ない理由により、休講することがある。

(4)用具・教材の購入の必要がある場合は各クラブ・教室が指定した物を購入すること。

第11条 事故・怪我・補償

- (1)スポーツ安全保険に加入すること。
- (2)本会活動中もしくは会場までの途上あるいは帰宅途上で怪我や事故が生じた場合は、保険適用の範囲内で補償するものとする。
- (3)未加入の場合は、本会および指導者はその責任を一切免責されるものとする。

第12条 盗難

教室・クラブ等内での盗難予防については、個人の管理とし、本会はその責任を負わない。

第13条 個人情報

- (1)入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本会の運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
- (2)本会の活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本会に帰属するものとする。この記録物は本会の広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第14条 規約の改正

- (1)本会が必要と認めた場合に限り、会費の改定を含む規約の改正を本会理事の協議により、随時改正することができる。尚、その効力は、会員全員に及ぶものとする。
- (2)本規約に定められていない必要な事項についても本会理事の協議により随時追加し定めることができる。

第15条 その他の厳守事項

本会の加入者及びその保護者(未成年の場合)は次の事項を厳守しなければならない。

- ・住所やメールアドレス等、連絡先に変更がある場合には、本会宛にすみやかに変更届を提出するかFAX・メールで連絡するものとする。
- ・会員が、会員ではない子どもを同伴する場合は保護者の管理責任となり、本会は一切の責任を有しないものとする。
- ・悪天候および自然災害等により活動が中止になった場合の振り替えは、原則として行わない。
- ・地震・火災などの天災による被害は、いかなる事由に関しても損害賠償請求の責任を負わないものとする。
- ・原則年4回(4・7・10・1月)第3土曜日16:00から各教室・クラブ定例会議を行う。その際、各教室・クラブより1名以上 が参加すること。

第16条 施行

本規約は2016年4月1日から施行
この規約は2018年4月1日から施行
以上